

お客さま各位

室蘭信用金庫

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

平素より格別のご愛顧を賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫では、住宅ローン控除の適用に係る手続について、令和7年1月6日から「調書方式」の取扱を開始します。令和4年度税制改正においてこれまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和5年1月1日以降の住宅ローンご利用者を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。なお、現在証明書方式の住宅ローンご利用者については引き続き当金庫より年末残高証明書を発行致します。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日お借入れ分より

2. 対象のお客さま（以下の（1）（2）（3）いずれも当てはまる方）

- （1）対象物件への居住開始年月日が令和5年1月1日以降の方
- （2）取扱開始日以降に住宅関連資金のお借入れをされ、住宅ローン控除を利用される方
- （3）「利用目的の同意書（預貯金口座付番の申出書）」および「住宅ローン控除に関する適用申請書」をご提出した方

※居住年が令和5年1月1日以降で、他の金融機関からお借り換えされる方も上記（3）に当てはまる方は対象となります。また、現在証明書方式の住宅ローンご利用者（当金庫の住宅ローンご利用者）につきましても、上記（3）の書類を提出いただくことで、調書方式に切り替え可能です。

3. 証明書方式と調書方式の概要

（1）証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

（2）調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で、金融機関等に対し個人番号等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者をご対象です。「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続については、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続が簡便になります。手続の詳細については、おって国税庁ホームページでご案内の予定です。

4. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の改定について

「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の個人番号の利用目的に、

「⑦住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため」を追加しました。

以上